

再意見書

平成22年3月9日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんぼんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長 おの でら ただし
小野寺 正

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年2月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

次世代ネットワークに係る平成 22 年度接続料の改定

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB株式会社/ソフトバンクテレコム株式会社/ソフトバンクモバイル株式会社	<p>(1)NTT-NGN 接続料算定方式全般について</p> <p>本変更案の対象である東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(以下、NTT 東日本及びNTT 西日本を合わせて、「NTT 東西」という。)の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)は、当該ネットワークが公衆交換電話網(PSTN)等の既存ネットワークの代替的サービスとして、効率的なネットワーク構成で構築されていること等に鑑みれば、その接続料はPSTN 等の既存ネットワークにおける接続料より基本的に廉価であるべきものと考えますが、こうした観点からも、当該接続料に係る現行の算定方式を継続することの妥当性について更なる検討が必要であると考えます。また、NTT-NGN については新規サービスであり、かつ NTT 東西殿による情報開示が不十分であること等に起因し、その接続料の算定方法については十分な関係者のコンセンサスを形成するまでに議論が醸成された状況にあるとは言えず、後述のとおり、その接続料の算定方法については、引き続き検討すべき課題等が数多く存在しており、実績データの取得やそれに基づく検証等を行いつつ、更に議論を深める必要があるものと考えます。従って、弊社共としましては、PSTN 接続料における長期増分費用モデル研究会と同様に、学識者、消費者団体及び事業者等が参画する検討の場(以下、「NTT-NGN 接続料研究会」という。)を早期に立ち上げ、NTT-NGN 接続料の算定方法について、継続して議論が行われることを要望します。</p> <p>(p.1)</p>	<p>電気通信市場がPSTN等から光やNGNへの需要の移行期にあることに鑑みれば、レガシー系の既存ネットワークも含めた新旧のネットワーク全体について接続料算定における課題を再整理し、PSTN等の既存サービスやユニバとの関係性も踏まえて、NGNを含む接続料の在り方をただちに見直す必要があります。</p> <p>ドライカッパ等の接続料認可時の審議会答申を受け、総務省からもNTT東西に対して平成23年度の接続料算定の在り方を議論するために必要となる情報の早期公表を要請する行政指導が出されているところであり、NTTは早期に詳細な計画を開示すべきです。</p>
ソフトバンクBB株式会社/ソフトバンクテレコム株式会社/ソフトバンクモバイル株式会社	<p>(3)コストドライバの今後の在り方</p> <p>本変更案において、中継ルータと伝送路のコストドライバは「現時点での NGN トラフィック把握は平成 21 年度上期のもののみであり、このような短期間のデータから適切な予測を行うことは困難である」ことをもって、ポート容量比を採用しています。</p>	<p>平成22年度接続料の算定に際しては、NTT東西が自ら実績トラフィックデータの蓄積が不十分と判断し、昨年度に引き続いてポート容量比を用いることを選択しましたが、本来であれば、トラフィックを用いた場合のコスト配賦に基づく算定結果と比較し、適正と思われるコストドライバを客観的に判断すべきです。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>しかしながら、「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について」報告書(2008年12月25日公表)において、「2010年度以降接続料の算定に用いるコストドライバとしては、想定トラフィック比とポート実績トラフィック比の2案があり得る」と記載されているとおり、本来想定トラフィック比かポート実績トラフィック比を用いることが望ましいとされているところです。従って、最低限、現状把握可能な2009年度上期のトラフィックデータから、想定トラフィック比、及びポート実績トラフィック比を算出し、本変更案のポート容量比と比較する等、コストドライバの在り方について検証を深めることが必要と考えます。</p> <p>(p.2)</p>	
<p>イー・アクセス株式会社/イー・モバイル株式会社</p>	<p>「次世代ネットワークに関する接続料算定等の在り方について報告書」(2008年12月 総務省)において示されている通り、ポート容量比は暫定的なコストドライバであり、本来であれば、より適正な接続料を算出するため、想定トラフィック比やポート実績トラフィック比といったアクティビティに着目したコストドライバが採用されるべきと考えます。</p> <p>そのため、NTT東西殿より具体的なNGNの需要予測をご提示いただき、アクティビティに着目したコストドライバの切替え時期等の今後のNGN接続料の算定方法の在り方についてあらためて検証する必要があると考えます。</p> <p>(p.1)</p>	
<p>ソフトバンクBB株式会社/ソフトバンクテレコム株式会社/ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>(5)その他</p> <p>「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書案に対する弊社共意見書(2008年2月28日提出)においても述べたとおり、NTT-NGNに係る接続料設定において、以下の2点のアンバンドル接続料の設定を行い、事業者がより創意工夫を活かしたサービスを迅速に提供開始できるよう環境整備がなされるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 収容局に設置されているNTT-NGN用の収容ルータのインタフェース(中継ルータ側)に接続点を追加し、NTT-NGNサービスのアクセス回線について加入者単位でアンバンドルした接続料 - 中継局に設置されているNTT-NGN用の中継ルータ 	<p>NGNは第一種指定電気通信設備であり、アクセス部分を含めた事業者間の公正競争を確保することが重要です。従って、左記意見のような事業者からの要望があれば、原則としてアンバンドルを行うべきと考えます。</p> <p>なお、NGNの各機能のアンバンドルにあたっては、当該機能に競争事業者が接続するときのコストと、NTT東西の利用部門が利用するときのコストやNTTコム等のNTTグループ会社が卸役務として利用するときのコストとの間で公平性が担保されているかが重要になります。その観点から、事業者との接続を想定していないことを理由に発生する網改造費の扱いや接続料への反映方法、NTTグループ会社のコスト負担の透明性の担保を含め、NGN接続料のあり方について、改めて整理する必要があります。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>のインタフェースに接続し、NTT-NGN サービスの中継回線とアクセス回線を併せて加入者単位でアンバンドルした接続料</p> <p>(p.2～3)</p>	

電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールに係る措置

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス株式会社/イー・モバイル株式会社	<p>なお、NTT東西殿の利用部門においても接続事業者と同等に無効派遣費用の負担が行われる必要があります。</p> <p>また、無効派遣費用の除外対象となる条件についても規定されるべきであると考えます。例えば、NTT東西殿の派遣係員が約束の時間に間に合わないことによって利用者不在となり工事が出来ないなどの接続事業者以外でのNTT東西殿事由の場合も想定され、そのような場合は負担の対象外となるべきと考えます。</p> <p>(p.2)</p>	<p>左記意見に賛同致します。競争事業者との費用負担の公平性を担保するため、NTT東・西の利用部門も無効派遣費用を負担すべきと考えます。</p> <p>また、NTT東・西の事由により発生した無効派遣については、費用を接続事業者に請求すべきでないため、無効派遣費用の除外対象に関する規定を追加すべきと考えます。</p>
株式会社ウィルコム	<p>今回の約款変更案では、「未利用芯線がない区間」について波長分割多重(以下、WDM)装置の設置有無を情報提供する、とされています。しかしながら、未利用芯線が少ないCランク区間等においても、事前照会または線路設備調査の結果、接続事業者の利用希望芯線数を満たさず構成の再検討等を要する事例が、現に発生しております。</p> <p>このためCランク区間等であっても、「未利用芯線がない区間」と同様にWDM装置設置に関して情報提供が必要であると考えます。</p> <p>(p.1)</p>	<p>左記各意見に賛同致します。未利用芯線がない区間だけでなく、未利用芯線が少ないCランク区間等についても、WDM装置の有無等について情報開示を行うべきと考えます。</p>
イー・アクセス株式会社/イー・モバイル株式会社	<p>WDM装置に係る情報については、GCコロケーションや中継ダークファイバなど他の設備同様に、利用の促進と利用の公平性確保及び接続事業者が希望する利用の時機を逸しないためには、以下のような情報開示ルールの整備が必要不可欠であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中継ダークファイバCランク(20芯未満～1芯以上)区間におけるWDM装置の設置の有無 ・WDM装置の未利用波長数(ランク付け) 	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>・早期の WDM 装置増設計画の開示 ・情報の最新性を確保するための取り組み(例: 月一回の定期的な情報更新)</p> <p>など</p> <p>(p.2～3)</p>	
<p>ソフトバンクBB株式会社/ソフトバンクテレコム株式会社/ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>本変更案において、波長分割多重装置(以下、「WDM」という。)に係る情報開示は、D ランク区間のみが情報開示の対象となっています。</p> <p>しかしながら、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方についての答申」(平成 21 年 10 月 16 日公表)(以下、「同答申」という。)において「WDM 装置の設置区間か否かの情報の事前開示には、それほどコスト・時間を要しないと考えられる」とされており、これに基づき改正された情報開示告示においても開示対象が限定されていないことから、WDM 設置の有無に係る情報開示は D ランクのみならず全てのランクを対象にすべきと考えます。</p> <p>(p.3)</p>	
<p>ソフトバンクBB株式会社/ソフトバンクテレコム株式会社/ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>特別光信号中継回線に係る技術的条件集別表 25.4(光信号接続インターフェイス仕様(特別光信号中継回線接続インターフェイス))において、特別光信号中継回線に係る接続インタフェース仕様が規定されていますが、一般的に広範に利用されている次のインタフェースもサポートすべきです。</p> <p>- SDH/SONET インターフェイス: STM-16、OC-48</p> <p>(p.4)</p>	<p>左記意見に賛同致します。一般的に利用されている「SDH/SONET インターフェイス: STM-16、OC-48」を、接続インターフェースとしてサポートすべきです。</p>
<p>ソフトバンクBB株式会社/ソフトバンクテレコム株式会社/ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>本変更案において、特別光信号中継回線が、中継ダークファイバの異経路構成等に係る確認調査及び接続の申込等の対象となっていませんが、ネットワーク構築時における異経路構成の必要性については、一般光信号中継回線と特別光信号中継回線では全く違いはないことから、特別光信号中継回線についても異経路構成に係る確認調査及び接続の申込等の対象とすべきと考えます。</p> <p>(p.4～p.5)</p>	<p>左記意見に賛同致します。特別光信号中継回線についても、2波長以上利用する場合については、異経路構成に係る確認調査等の対象とすべきと考えます。</p>

以上